

243 英吉利法律学校生徒庄司林造・佐藤八三郎他十一名出版

条例違犯の件に付上申(写)回付

〔明治二十年十二月十七日〕

書記 (小野弥二)(榎本勝多)  
印

(欄外注記1)私立東京専門学校等生徒奥澤福三郎外拾式人出版条例違犯者ト  
認メラレ候義ニ付別紙警視監ヨリ上申有之候条貴学特別監督  
(欄外注記2)學校ニ係ル儀モ有之ニ付右写及御回付候也

明治二十年十二月十七日

文部省専門学務局長 濱尾 新  
大學總長 渡邊洪基殿

千葉県安房国平郡山田村十五番地平民

東京府牛込区原町三丁目十六番地岡田純方寄留

発売人 東京専門学校生徒 奥澤福三郎 十九年

福岡県筑前国那珂郡春日村九十六番地平民

同 東京専門学校寄留学生 木原勇三郎 二十三年

山形県羽後国飽海郡坂田港荒瀬町廿二番地平民

野付友三郎弟

東京府南豊島郡下戸塚村廿五番地加瀬良忠方寄留

山形県羽後国飽海郡前川村十三番地  
東京府神田区五軒町十四番地野口カ子方寄留

発売人 東京専門学校生徒 野付外三郎 二十三年

愛知県名古屋区百八町五十一番地士族

同 東京専門学校寄留学生 今井錠一 十九年

和歌山県和歌山区湊下町三番地平民

同 東京専門学校生徒 志賀信三郎 十九年

三重県伊勢国多気郡新茶屋町六十四番地平民

同 東京専門学校生徒 森力三郎 二十年

高知県土佐國土佐郡水道町二百二十二番地士族

東京府麹町区有楽町三丁目一番地寄留

発売人 明治法律学校生徒 植田勇智 二十九年

宮崎県日向国西諸県郡細野村四十六番地士族農

東京府神田区猿楽町廿四番地大橋平三郎方止宿

同 明治法律学校生徒 森長興 二十四年

鹿児島県指宿郡四方村五百三十七番地戸士族

同 明治法律学校寄留学生 図師熊五郎 二十三年

熊本県肥後国八代郡八代町字加子町平民

東京府神田区中猿楽町十四番地今城豊太郎方寄留

同 日本英学館生徒 遠山嘉三郎 十八年

富山県越中國下新川町入膳村五千四百三十六番地平民

東京都神田区仲猿楽町十七番地山田方寄留

発売人 商業専門学校生徒 竹内正人 (ママ)

山形県羽後国飽海郡前川村十三番地

東京府神田区五軒町十四番地野口カ子方寄留

出版人 英吉利法律学校生徒 庄司林造 二十五年

同県同国同郡吉出村七十七番地平民

東京府神田区今川小路二丁目十三番地渡会長範方寄留

発売人 英吉利法律学校生徒 佐藤八三郎 二十三年

右之者共肩書ノ如ク東京専門学校又ハ明治法律学校日本英学館

英吉利法律学校ノ生徒ニ有之候處今回島根県出雲国秋鹿郡美濃

村士族芙美麟カ京橋区采女町九番地木村活版社即チ木村吉蔵ノ

雇人竹山弥藏等ト謀リ該社ノ印刷器械ヲ用ヒ私ニ出版印刷シタ

ル谷千城板垣退助勝安房鳥尾小弥太尾崎三郎ボアソナート林有

造松尾清二郎ノ各意見書井上毅ボアソナート対話筆記并司法条

約改正議定案憲法草案等數種ノ図書若干ヲ出版芙麟ヨリ受取或

ハ右生徒間ニ於テ授受シ之ヲ該校生徒ハ勿論他人ニモ売却シ又

ハ生徒等ト謀リ出版シタルコトヲ発見シ既ニ當庁ニ於テ出版条

例違犯者ト認メ其筋ヘ相当ノ処分ヲ求メ置候就テハ向來御監督

上ノ御参考ニモ可相成思料致候条此段上申候也

明治二十年十二月十五日 警視総監子爵 三嶋通庸印

文部大臣子爵 森有禮殿

(欄外注記)

〔供閲 総長(渡辺洪基) 書記官(永井久一郎) 法科大学教頭(魏賀陳重)〕

〔私立法律学校往復及雑書綴込〕明治十九年、(重)